

水利区域内農地集積促進整備事業	事業主体 県 市町村 土地改良区	所管課班 ①農村振興課 地域計画班 ②農村整備課 水利施設保全班
-----------------	---------------------------	--

趣 旨

基幹的な水利施設の整備（国営・県営かんがい排水事業）と一体的に末端の水利施設等の整備を行い、担い手への農地集積を促進させることを目的とする。

採 技 要 件

（1）ハーハード事業

- ・国営・県営かんがい排水事業（基幹事業）で整備する農業用用排水施設と連続性を持ったものであること。また、選択工種を実施する農地は、基幹事業の受益地内であること。
- ・基幹事業は、本事業の採択年度において実施中の事業であること。
- ・受益面積の合計が20ha以上であること。
- ・事業区域内において、事業完了時までに担い手への農地の面的集積又は利用集積が一定以上増加すること。

【面的集積の場合】

事業実施前	事業完了時
15%未満	20%以上
15~35%	5ha以下以上UP
35~40%	40%以上
40%以上	UP

【利用集積の場合】
（中山間地域に限る）

事業実施前	事業完了時
23%未満	30%以上
23~50%	7ha以下以上UP
50~57%	57%以上
57%以上	UP

（2）関連支援

- ・目標年度までに高度経営体を1以上育成すること。
- ・ハード事業完了時までに、担い手への農地の面的集積又は利用集積が一定上増加すること。

【面的集積の場合】

事業実施前	事業完了時
13%未満	20%以上
13~35%	7ha以下以上UP
35~38.5%	42%以上
38.5~63%	3.5ha以下以上UP
63~66.5%	66.5%以上
66.5%以上	UP

【利用集積の場合】
（中山間地域に限る）

事業実施前	事業完了時
20%未満	30%以上
20~50%	10ha以下以上UP
50~55%	60%以上
55~90%	5ha以下以上UP
90~95%	95%以上
95%以上	UP

事業の内容

（1）ハーハード事業

- ・基幹工種：農業用用排水施設
- ・選択工種：区画整理、暗渠排水、客土

（2）関連支援

① 高度土地利用調整事業

都道府県が行う普及・指導活動に対する支援、土地改良区等が行う土地利用調整活動等に対する支援

② 高度経営体集積促進事業

基盤整備を通じて確保された生産性の高い農地を、高度経営体へ一定以上集積することを促進するための支援

③ 耕地利用高度化推進事業

基盤整備による耕作放棄地の発生防止効果を高めるための、営農上支障となる湧水、不陸等への対応、暗渠の維持管理等、小規模な条件整備等への支援

<限度額> ハード事業費の2%

事業主体

ハーハード事業：県

関連支援：①県、市町村、土地改良区等
②、③県、市町村

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	水利区域内農地集積促進整備事業	50 (55)	未定	未定	未定	()は中山間等